

平成30事業年度業務実績報告書

【第4期中期目標期間】平成30年度～令和4年度

自 平成30年 4月 1日

至 平成31年 3月31日



独立行政法人空港周辺整備機構

＜中期目標の冒頭＞

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こした。国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に周辺の市街化が著しく、騒音区域における航空機騒音障害の緩和や生活環境の改善に資するための計画的な地区整備を促進する必要が認められたことから、周辺整備空港として指定された。

騒防法により、指定された福岡空港の騒音区域を管轄する福岡県知事は「福岡空港周辺整備計画」を策定し、当該計画の実施主体として、政府・自治体からの出資金により福岡空港周辺整備機構が設立された。その後、特殊法人等改革の一環として平成15年10月1日に、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）として新たに発足し、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施している。上記事業の実施にあたっては、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた。このように、地元住民等に寄り添いながら、丁寧な対応を長年にわたり実施してきたことから、機構は、上記事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、地元自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。

一方、「独立行政法人の制度及び見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）」において、機構の講ずべき措置として、「福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方法で検討する」とされ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定」という。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て完了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。以下「実施方針」という。）」において、機構は、環境対策事業を機構の廃止が予定されている滑走路増設事業の完了から4年後に運営権者へ移管するまでは引き続き実施するとともに、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。また、機構の業務及び組織については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施するものとする。

＜中期計画の冒頭＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年6月12日法律第34号。以下「民活空港運営法」という。）」が施行されたことにより、国は空港運営の民間委託を進めることとなり、また、環境対策事業についても国管理空港運営権者（民活空港運営法第4条第2項に規定する国管理空港運営権者をいう。以下「運営権者」という。）へ移管することとされたところである。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」において、「福岡空港について民間委託の手続きを進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続きを踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。」ことが決定された。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

＜平成30年度計画の冒頭＞

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に
関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 業務運営の効率化に関する事項・・・・・・・・・・・・ 13
3. 財務内容の改善に関する事項・・・・・・・・・・・・ 25
4. その他業務運営に関する重要事項・・・・・・・・・・・・ 32

(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていくこと。

※航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・定期巡回による全施設月1回の点検実施
(平成28年度実績 全施設月1回の点検実施)
- ・全貸借人との情報交換のための面談 年1回以上
(平成28年度実績 一部賃借人と面談)

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握に努めるなど、事業の健全性を確保しつつ、賃貸料の収入をもって保有資産の適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上)

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 耐用年数を経過し老朽化の著しい騒音斉合施設について、安全に関わる様々なリスクの観点から対応策を検討しつつ、適切な施設保全に努める。

ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検及び修繕などの維持管理を適切に実施する。

ハ 事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談を行うなど、経営状況を把握するとともに、まちづくりの整合性にも留意しつつ収益性の確保に努める。

(指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上)

当該年度における取組

＜老朽化の著しい施設の適切な保全＞

取組内容	成果、効果
○ 法定耐用年数が経過し、老朽化により災害にて倒壊の恐れがある施設（軽量鉄骨造）について、危機管理の観点から立退に向けて協議した。 また、立退交渉については、弁護士への委任契約を締結し、相談や不動産鑑定士による立退料算定を行うとともに、相手方の意向や希望を確認しながら丁寧に進めた。さらに、立退料を平成30年度予算から引当金として計上できるように、監査法人へ立退交渉状況の説明を行った。	○ 法定耐用年数を経過し老朽化の著しい施設については、危機管理の観点から、立退に向けて、賃借人と退去時期や条件等に係る意向を確認しつつ、弁護士とも相談を行い、法的見解等も踏まえて粘り強く交渉を行った。対象施設の3施設のうち2施設について、交渉の結果、立退きにあたり必要となる解約合意書締結に関して、退去日など相手方の事情によるところの大きい項目を除き、概ね合意に至ることができ、危機管理の点において大きな進展があった。



＜騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保＞

取組内容	成果、効果
○ 既存物件の維持管理・修繕については、毎月の定期巡回や賃借人からの申し出による劣化状況等を踏まえ18件の改修・修繕工事等を行い、適時適切な維持管理に努めた。 このうち、大井その1については10件で、床下点検口・連結送水管の緊急修繕工事を行ったほか、「騒音斉合施設大井その1点検及び修繕計画」を踏まえて、外調機改修・空気調和設備改修・中央監視設備改修・防水改修・氷蓄熱用電気設備撤去・非常用発電装置分解整備業務委託・ライトフレーム撤去工事を行った。また令和2年度以降に予定している外壁改修工事の設計業務委託を行った。大井その2については1件で、緊急として漏水調査業務委託を行った。大井その3については1件で、令和元年度に予定している防水改修工事の設計業務委託を行った。また、その他の施設については、シャッターや便所の緊急修繕工事、原状回復工事を行った。 ○ 全ての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回（計12回、100%実施）を行うとともに、ブロック塀調査・台風後巡回・大雨後巡回を緊急実施した。全ての賃借人に対し、福岡空港運営の民間委託について優先交渉権者の選定結果を情報提供した。 また、定期巡回の際に施設点検と合わせて事業の運営状況を確認するとともに、適宜現地にて賃借人と面談を行うことで、コミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めつつ、施設の劣化等の状況の把握に努めた。	○ 大井その1については、「騒音斉合施設大井その1点検及び修繕計画」の3件について、計画どおり実施した。 加えて、計画外の改修等については、賃借人からの要望による工事や機構自ら必要と判断した工事を実施したことなどにより、施設の資産価値の維持及びリスク回避とともに、賃借人との信頼関係の維持向上に寄与することができた。 また、大井その3の防水改修工事や大井その1の外壁改修工事に係る設計業務委託を実施したことにより、令和元年度、2年度における本工事の着実な執行に資することができた。 さらに、大井その2の漏水やその他の施設の不具合に速やかに対応したことにより、賃借人との信頼関係の維持向上に寄与することができた。 ○ 定期巡回等により、施設の不具合や劣化の有無、その程度を早期かつ的確に把握することができた。迅速な修繕対応をした結果、施設の事故防止と資産価値維持、また賃借人との信頼関係の向上に資することができた。



当該年度における取組

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

年度	保有施設	指標	実績	達成率
平成30年度	34件	全施設月1回の点検実施（年12回）	・全施設月1回の点検実施 12回 ・台風等の通過後の緊急点検実施 3回	100%

【指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

年度	賃借人	指標	実績	達成率
平成30年度	31者	全賃借人との面談等 年1回以上	・経営状況確認や施設修繕等に係る面談等 21者 229回 ・福岡空港民間委託の優先交渉権者に係る情報提供 全賃借人1回	100%

＜事業の継続性の確保＞

取組内容	成果、効果
○ 適宜、賃借人と面談を行い、コミュニケーションの強化を図り信頼関係の構築に努めるとともに、月次報告を求める等、経営状況の把握に努めた。特に、貸付料納入遅延の賃借人については、面談に加え、帝国データバンクへの調査依頼を行った。	○ 賃借人と直接面談等を行うことにより、賃借人の経営状況について、より詳細に把握することができ、貸付料の滞納や退去のリスクに備え、事業継続性の確保を図ることができた。
○ 賃貸料の未収発生に対し、その都度、督促状を発行し、賃借人を訪問のうえ状況確認を行った。さらに、厳しい経営状況が続いている賃借人に対して、貸付施設（2カ所）の必要性等について確認・協議・調整を行った。うち1カ所の契約解除を行った。	○ 数ヶ月継続していた貸付料の滞納状態について、貸付施設（2カ所）の必要性等について確認・調整のうえ、うち1カ所の契約解除をすることにより、その敷金から未収金を回収することが可能となり、事業収益の健全性確保に寄与することができた。
○ 滞納状況については、その都度、役員まで報告するとともに、今後の対応方針は役員説明を行った上で決裁をとり、毎月の役員懇談会でも報告を行った。	○ リスク管理を適切に行うことができた。また迅速な対応により回収不能金の発生はなく、平成31年3月末時点での賃貸料の滞納はない。
○ 貸付料の増額が必要と認められる1件について交渉を行った。	○ 収益性を確保するため、増額が必要と認められる1件について、粘り強く増額交渉を行い、変更契約を締結したことにより貸付料が増額となり、事業の健全性・財務状況の改善に寄与することができた。11月分の貸付料から月額200千円（税抜）の増額となり、管理事務費が改善した。

＜再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況＞

平成31年3月末現在

年 度	保有施設	うち空き施設 （年度末現在）	事業収入（A）		業務支出（B）		収支率 （B/A）
				回収率	業務支出	借入金償還等支出	
平成28年度	36件	0件	634,606,007円	100%	487,924,621円	85,405,962円	90.3%
平成29年度	35件	0件	613,191,588円	100%	436,878,579円	81,767,257円	84.6%
平成30年度	34件	0件	606,152,688円	100%	506,270,394円	78,699,838円	96.5%

事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）
業務支出：固有事業勘定のすべて

＜事務処理の効率化への取組＞

取組内容	成果、効果
○ 貸付物件資料のデータベース（電子資料）を適宜更新するとともに、専門職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）で当該情報の共有を図った。	○ データベース（電子資料）を各職種間で共有化し、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。

(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や地方公共団体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事などを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内
(平成28年度実績 60日)

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や地方公共団体からの補助事業として次のとおり取り組む。国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から 交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を図る。

ロ 必要に応じて事業パンフレット等の適宜適切な改善に努めるとともに、自治体広報誌の活用や地域へ出向いた説明など、積極的な事業制度の周知を行う。

ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)



当該年度における取組

<国及び関係自治体との緊密な連携>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体の担当者を対象に、福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（平成30年4月19日）を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。また、より連携を図るため出席者名簿を関係自治体すべてで共有した。	○ 毎年度継続して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行うことで、事業の受付窓口の担当者に事業制度や手続き方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことができた。また、名簿を配布することにより関係自治体間でも住宅騒音対策事業の担当部署、担当者を把握することができるようになった。
○ 4月、5月には大阪局、本省へ赴き予算概算要求ヒヤリングを受けた。また、8月には住宅騒音防止対策事業 事業成果検査のため本省及び大阪局より来訪、検査事項について説明を行った。1月、2月に大阪局、本省へ赴き予算実施計画ヒヤリングを受けた。	○ 実際に顔を合わせることで、ヒアリングや検査のみならず、必要な関連情報の提供、共有を図ることができた。
○ 今年度は補助金の積算の元となる単価の変更が行われたため、適時、国へ連絡をとり、状況やスケジュールの確認を行った。	○ 単価の変更に伴い申込受付の開始時期が変更となったが、適時、状況等を確認することにより迅速に受付を開始することができた。
○ 住宅防音工事の実施においては予定していた3件では入札不調となったため、3件を分割して実施することについての制度上の確認を随時、国へ連絡し対応を検討した結果、内2件は実施できる見込みとなった。残り1件は今年度に設計のみ行い、翌年度に工事を行うこととした。	○ 防音工事は制度に基づいて実施する必要がある中、連絡、確認を随時行うことで2件を実施した。残り1件も翌年度には工事まで実施する予定となった。
○ 8月の連絡協議会では国、関係自治体、機構で集まり事業の情報共有を図った。3月にも開催した。	○ 年2回、会を開催することによって情報や課題の共有を図ることができている。

<積極的な事業制度の周知>

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体窓口にて住宅騒音防止対策事業パンフレット等を配布した。また、福岡市の共同利用会館へも更新工事のパンフレット等を配布し、チラシの掲示を依頼した。	○ 従前のパンフレット等の配布場所から遠方に居住している住民も共同利用会館を配布場所として加えることにより、入手が容易になった。さらに、共同利用会館にチラシを掲示することで対象地域の方に制度を周知することができた。
○ 関係自治体の内、福岡市東区、博多区、大野城市が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載した。例年、行っている5月15日号と11月15日号に加え、東区、博多区は7月15日号へも掲載を行った。	○ 広報誌を見たことによる問い合わせは19件であるが、信頼性のある広報という意味で重要である。チラシを送付する際はできるだけ広報誌と時期を合わせ、広報に掲載されていることをチラシに記載した。
○ 平成16年度～平成17年度に更新工事①及び①(告)を実施した住宅で、次の更新工事を行っていない住宅282件に対し、チラシを郵送した。	○ チラシを見たことによる問い合わせは26件あった。

当該年度における取組

＜事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問合せや関係自治体からの相談等に対して迅速に対応できるようにしている。 ○ 申込書類や補助制度の概要等の申込者へ配付する資料の数が多く難解であるため、昨年度、更新工事に係るパンフレット等を改善したことを踏まえ、今年度は防音工事についても改善し（書類の統合・簡素化）、事業に関わる配付資料全体を見直した。昨年度、外注による資料作成から、機構のプリンター等による作成に変更しており、更なる資料改善への速やかな対応や経費節減にも引き続き取り組んでいる。また、申請書とともにホームページの見直しも行い、住民向け、業者向けのページを区別、分かりやすい表現への変更、不要な情報の削除等により分かりやすい内容へ改善した。	○ 事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。 ○ 申請者が理解しやすい内容に改善することで、サービスレベルが向上され、更に事務処理の効率化も図られた。また、ホームページを見直すことにより、より制度の周知を図ることができる。
○ 補助金交付決定事務の事務処理を効率化・迅速化するため、受付後に不備があった場合は当日中に申請者に電話連絡し、修正内容がわかる手紙を同封し返送した。また、複数の職員が交付申請に必要な確認作業を行えるようにし、手分けして事務を行うようにした。 ○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談の件数は554件で、その内の苦情は16件である。相談案件については、迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。また、最前線で行政相談に対応するスキルが必要なことから、今年度は国土交通大学校の行政スキル[行政相談対応力](Ⅰ期)研修へ職員を参加させた。	○ 新たに事務処理における進捗表を作成し、担当者同士で共有することにより、補助金交付決定事務の処理期間について、申請数173件全て60日以内に交付決定を行い、かつ平均処理日数も大幅に目標日数を下回る31.6日となりさらなる効率化につながった。 ○ 行政相談に必要なスキルを習得することで相談対応の迅速化、相談者の満足度の向上、職員の精神的負担の軽減が期待できる。



当該年度における取組

＜事業実施/予算執行状況＞

区 分	予 算		実 績			予算残額（千円）	執行率（％）
	件数・台数	金額（千円）	審査結果通知	交付決定 件数・台数	金額（千円）		
防音工事 （未実施）	1件	2,978	2件	2件	5,136	-2,158	172.5
防音工事 （告示日後）	2件	5,189	1件	1件	222	4,967	4.3
更新工事①	159台	16,538	63件	71台	6,173	10,366	37.3
更新工事① （告示日後）	13台	1,270	5件	5台	274	996	21.6
更新工事②	147台	14,361	103件	130台	11,652	2,710	81.1
更新工事② （告示日後）	3台	277	2件	2台	163	114	58.8
更新工事③	8台	740	9件	12台	1,098	-358	148.4
事務費		11,619			7,823	3,796	67.3
合 計	333	52,972	185件	223	32,541	20,433	61.4

（予算残額の主な理由）

予算上の計画台数に対し世帯員の減少等により申請台数が減少したため。

＜補助金交付決定事務の処理期間の短縮＞

取組内容	成果、効果
○平成29年度に行った更新工事に係るパンフレット等の改善により、平成30年度に配布した申込書類等での事務処理については、申請者及び機構の双方における負担軽減や事務の効率化等を図った。	○申請者にとって理解しやすい内容の資料となったことで、申込書類等の誤記入を防止するとともに、書類の統合・簡素化により負担軽減を図ることができた。また、それら書類を受け付けた後の事務処理においても、より効率的で速やかな対応を行うことができ、処理期間の短縮に繋げることができた。
○平成29年度に行われた組織再編（課の統合）により担当者は複数の業務を抱える中、平成30年度から新たに事務処理における進捗表を作成し、申請受付後の形式審査から2度に渡る内容審査やその後の処理状況に至るまで担当者同士共有することにより、業務の空白期間を解消し、処理期間の短縮を図った。	○空調機器更新工事の申請があった182件のうち173件（※）については、全件を60日以内に交付決定を行い指標を達成することが出来た。（173件／173件、平均31.6日、最長処理日数51日）今後も、60日以内の処理日数で交付決定できるよう、円滑な事業の実施に取り組むこととしている。 ※申請182件のうち審査結果通知後に申請者の都合により9件の取り下げがなされた

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内】

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定までの日数 （平均）	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	56件	71台	47日	32日	100%
更新工事① （告示日後）	5件	5台	49日	33日	100%
更新工事②	101件	130台	51日	31.2日	100%
更新工事② （告示日後）	2件	2台	32日	24.5日	100%
更新工事③	9件	12台	49日	35.1日	100%
合 計	173件	223	51日	31.6日	100%

(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図るとともに、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【指標】

- ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内
(平成28年度実績 270日)

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 測量や不動産鑑定等の調査、申請者との契約協議や打合せ、建物撤去工事等の事業完了までのスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数の短期化を図ると共に、各種調査の集中的な発注等により事務処理を効率化する。

ロ 国及び関係自治体との情報共有、及び自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口でのパンフレット配布等による広報を実施すると共に、申請、境界画定、建物撤去等の移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続を解説した資料（「しおり」）の見直しを行う。

(指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内)



当該年度における取組

＜事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化＞

取組内容	成果、効果
○ 繰越等を除いた9件の契約を行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。	○ 申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業をすすめ9件の契約を完了し、これにより空港周辺住民の生活環境の改善を図ることが出来た。
○ 移転計画が円滑に進むよう、申請者毎に作成した個別スケジュール表及び申請者全員を網羅する全体スケジュール表を作成・活用し、測量、建物等調査、不動産鑑定スケジュール管理及び申請者との調整を行い、契約締結までの日数短縮を図った。	○ 申請者毎のスケジュール表を作成し、申請者と進捗状況を確認、調整しながら移転計画を進め、測量等調査開始から契約締結までの日数を270日以内に行うことが出来た。
○ 複数の物件の、測量、建物等調査、不動産鑑定をとりまとめて発注した。	○ 測量、建物等調査、不動産鑑定をとりまとめて発注することにより事務の効率化を図った。

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則270日以内】

	実績件数	原則270日以内	例外物件	達成率	備考
H30年度	9件	7件	2件	100%	例外物件とは財務省との取得協議手続きを必要とする物件

平成30年度の実績は、例外物件を除いた7件について、測量等調査開始から契約締結までの日数を270日以内に行うことが出来た。

なお、例外物件の2件は、財務省との取得協議手続きを必要とする物件であり、1件は286日、1件は301日となっているが、いずれも年度内に契約締結を行い、着実に事業を進めることができた。

また、実績件数9件について、平均処理日数は目標日数270日を下回る244.1日となった。

＜事業実施/予算執行状況＞

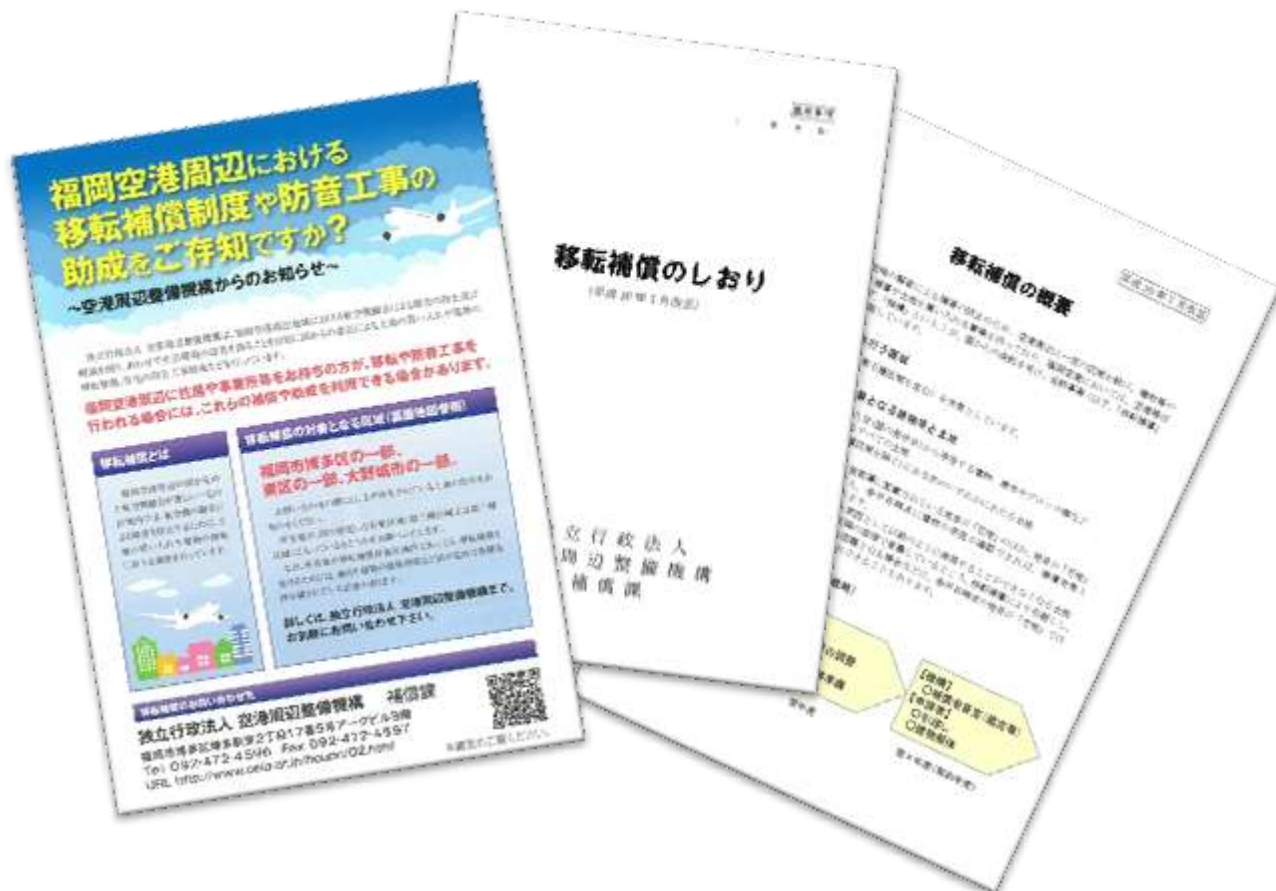
契 約 区 分		予算			実績			不用額 (千円)	執行率 (%)
		件 数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)	件 数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)		
現 年 ①	土地の買い入れ	12	11,872.89	2,986,697	9	8,147.23	1,702,089	1,020,008	66%
	うち建物等の移転補償	7			6				
翌年度へ繰越②		—	—	—	1	1,260	264,600		
移転補償事業計		12	11,872.89	2,986,697	9	9,407.23	1,966,689	1,020,008	66%

(注1) 面積は土地取得分のみの表記。
(注2) 現年①の予算金額及び実績金額は、前年度からの繰越額(165,450千円)を含む。
(注3) 現年①の実績金額は、令和元年度への翌償精算分(241,323千円)を含む。
(注4) 翌年度へ繰越②は令和元年度に執行見込であるため執行率に含む。
(注5) 件数に借家人1件は含まれない。

当該年度における取組

＜広報等の実施及び各種相談への対応＞

取組内容	成果、効果
○ 関係自治体が発行している広報誌へ事業案内の記事を掲載するとともに、引き続き地域住民の方々の目に触れる期間が増えるよう事業を案内するチラシを事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布し事業の広報に努めた。 ○ 移転補償にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、迅速かつ適切な対応を行うとともに、申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料「しおり」を見直した。	○ 移転補償事業の周知を図った結果、広報誌を見た方からの問い合わせがあり、広報による効果が見られた。 なお、平成30年度における移転補償事業の可否に関する照会は28件であり、全て適切に回答済みである。 ○ 申請者と隣接所有者との境界画定が円滑に進むよう、迅速かつ的確なアドバイスを行った。 また、解説資料の改訂を行い、最初の説明の際に使用する事業内容が簡潔に記載された「移転補償の概要」と、申請後に必要となる具体的な手続きの説明を丁寧にを行うための詳細な「移転補償のしおり」との2分冊を作成し、使用目的に応じ「しおり」を使い分けることで、移転補償事業への理解促進を図り、事業を円滑に実施することができた。



(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取り組みを行い、事業を着実に推進する。

イ 買収済みの土地約0.1haについて造成・植栽を実施する。

ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行う。

当該年度における取組

<事業の着実な実施>

取組内容	成果、効果
○国が移転補償跡地として買収した土地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha（1,418㎡）の造成・植栽を100%着実に実施した。	○緩衝緑地帯を整備することで、緑地がもつ、騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。

※福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。

<事業実施/予算執行状況>

平成31年3月31日現在

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)			
緑地造成事業	1	0.1	35,657	1	0.1	19,297	16,360	54.1%	整備面積執行率 100.0%

(予算残額の主な理由)

年度計画の整備予定面積約0.1haについては100%着実に執行しているが、予算執行率が54.1%となった理由は、予算額の算定における測量設計業務及び緑地造成工事について、国の基準に基づき適正に積算を実施しているものの、結果として予定価格を大幅に下回る低入札での契約となり、入札差金が発生したためである。

なお、低入札については、低入札価格調査を行った結果、契約が計画どおり履行されることを確認している。



当該年度における取組

＜事務処理の効率化及び的確なスケジュール管理＞

取組内容	成果、効果
○ 設計業務のチェックリストを作成し、検討項目の漏れ防止及び作業工程の進捗状況の把握を行い、適切な管理に努めた。	○ 設計図書の品質を確保するとともに、発注者と受注者が設計の進捗状況を共有することで、測量設計業務を、確実かつ効率的に執行することができた。
○ 地元自治会及び、造成した緑地の管理者となる空港事務所との調整を綿密に行い、意見や要望の把握に努めながら、測量設計業務及び緑地造成工事を実施した。	○ 調整を綿密に行い（7回）、地元自治会及び管理者の意見等に配慮することで、円滑かつ着実に事業を実施することができた。

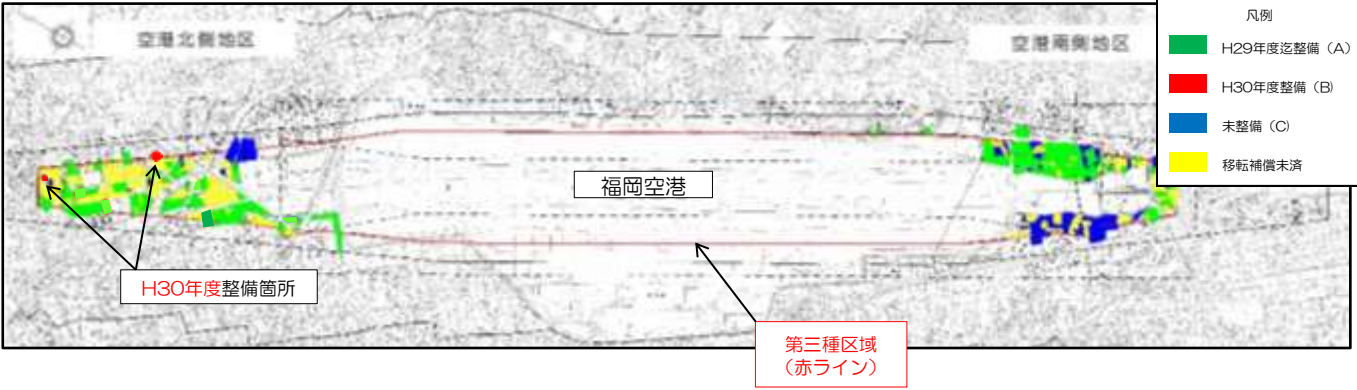
○緑地造成事業年間実施状況

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地元調整	◎事業説明			←→	←→	設計協議		◎工事説明				完成報告◎
空港事務所調整	◎事業説明			←→	←→	設計協議		◎工事説明				完成報告◎
緑地造成事業				←→	←→	測量設計業務			←→	←→	緑地造成工事	

※ 1マスが約 1 週間

【 参 考 】
緩衝緑地事業箇所図

平成31年3月31日現在



(単位：ha)

移転補償跡地面積 (Q)※	緑地整備面積		合 計 (A+B)	進捗率 (平成30年度迄) (A+B) / (Q)	緑地未整備面積 (C)=(Q)-(A+B)
	平成29年度迄 (A)	平成30年度 (B)			
27.26	18.79	0.14	18.93	69.4%	8.33

※ 移転補償跡地面積 (Q)は、平成30年度末時点の移転補償跡地全体面積から、公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

国の行政の業務改革に関する取組方針（平成26年7月25日総務大臣決定）等で示された業務の見直し及び業務処理の電子化等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、コスト削減等を推進し業務運営の効率化を図る。

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

当該年度における取組

<国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整>

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図り、各事業については、専門職種の技術力をより有効に活用すべく、機械、建築職員が課の垣根を越えて兼務することにより、工事等における積算業務等に関し相互にアドバイスをを行う等、専門職種が有機的な連携を図ることにより、事業を効率的に実施した。
- 幅広い人材確保に向けて、女性登用を進めており、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）等を踏まえ、「独立行政法人空港周辺整備機構 女性の活躍推進に係る行動指針」に基づく、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する研修の実施、部分休業対象年齢引き上げ等、女性、育児・介護に携わる全職員が活躍できる職場環境の整備に向けて取り組んだ。

<外部講師等による研修の実施>

- 内部研修として、平成30年5月21、22日に新規採用（出向）職員研修（参加者11名）を行い、新規採用者が機構の概要・各課の事業概要等、新人としての基本的な知識を習得した。
また、平成30年10月3日に職場における様々なハラスメント及びワーク・ライフ・バランスに関する研修（参加者25名）、平成30年11月6日に人権等に関する研修（参加者26名）を行い、それぞれ基本的な知識を学習する等、職員のスキルアップ・意識改善を図った。
加えて、改正通則法の主旨を踏まえ、役職員に対するコンプライアンス研修（参加者25名）、情報セキュリティ研修（参加者27名）を開催し、コンプライアンス及び情報セキュリティに対する基本的な知識を習得する等職員の意識改善を図った。
また、内部監査（業務監査及び会計監査）を実施するにあたり、内部監査の知識を習得するため外部研修に職員を派遣する等、着実な内部統制の推進に取り組んだ。
さらに、職員のリスク管理意識の向上を図るため、安全運転研修（参加者31名）に加え、新たにクレーム対応研修（参加者32名）を実施した。
なお、研修の効果把握に関する無記名アンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答が多く、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。



当該年度における取組

- 上記研修以外にも、外部機関が開催している研修（30研修）へ積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

【参 考】外部研修への派遣（30研修）

NO	研 修 名	期 間
1	平成30年度人事担当課長講習会	2018/4/23~24
2	内部監査入門講座	2018/5/23
3	健康管理委員説明会・算定基礎届事務説明会	2018/5/24
4	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修	2018/6/6
5	男女共同参画基礎講座	2018/6/29
6	用地職員普通課程研修	2018/7/2~6
7	用地職員普通課程研修	2018/7/23~27
8	情報漏洩対策セミナー	2018/8/24
9	NISC情報セキュリティ勉強会（第1回）	2018/9/4
10	地方総務課長等講習会	2018/9/19~20
11	独法等向けCSIRT研修会（第3回）	2018/10/3
12	第36回独立行政法人等の人事担当者連絡会	2018/10/12
13	行政スキル（行政相談対応力）研修	2018/10/15~19
14	航空行政研修	2018/10/15~19
15	平成30年度空港請負工事積算基準検討会	2018/10/17
16	第43回空港環境対策担当者研修	2018/10/18~19
17	H30年度公文書管理研修Ⅰ（第3回）	2018/10/24
18	第1回独立行政法人CISO連絡会議	2018/10/26
19	独法等向けCSIRT研修会（第4回）	2018/10/26
20	九州地区行政管理・評価セミナー	2018/11/9
21	NISC情報セキュリティ勉強会（第2回）	2018/11/16
22	独法等向けCSIRT研修会（第5回）	2018/12/19~20
23	NISC情報セキュリティ勉強会（第3回）	2018/12/20
24	公的機関向けウェブアクセシビリティ対策講習会	2019/1/22
25	平成30年度政策評価に関する統一研修	2019/1/30
26	独法等向けCSIRT研修会（第6回）	2019/1/28
27	働き方改革関連法等説明会	2019/1/29
28	公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議	2019/2/7
29	NISC情報セキュリティ勉強会（第4回）	2019/3/12
30	独法目標策定、評価に関する指針説明会	2019/3/18

<効率的な知識、情報及び技術の継承実施>

- 新たに配属された職員を対象に「新規採用者研修（平成30年5月21・22日、7月2日、10月30日）」を実施した。
- イン트라ネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類、外部研修等で入手したeラーニングを周知し、資料として各業務の業務フロー・リスク管理表を共有している。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ②事業費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の抑制

事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で5%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で5%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の抑制

事業費について、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組みも含む）

○ 平成30年度予算は、第3期中期計画に引き続き事務処理の効率化等を図り、経費の節減に努めることとしている。事業費全体については、移転補償事業において多数の案件の申し込みがあったことから、第3期中期最終年度（平成29年度）と比べて65.5%増加している。

第4期中期目標期間における事業費の推移

（単位：百万円）

事業名/年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
事業費	2,157	3,569	3,569	1,852	-	1,936	-	1,957	-	2,034	-
再開発整備	419	412	412	414	-	390	-	385	-	407	-
住宅騒音	58	53	53	53	-	53	-	53	-	53	-
移転補償	1,527	2,987	2,987	1,256	-	1,381	-	1,450	-	1,508	-
緑地造成	68	36	36	48	-	66	-	62	-	60	-
業務外支出	85	82	82	81	-	45	-	6	-	6	-

対29年度比(増減割合)	65.5%	65.5%	▲14.1%	-	▲10.2%	-	▲9.3%	-	▲5.7%	-
--------------	-------	-------	--------	---	--------	---	-------	---	-------	---

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

事業費の実績値

○ 当年度における各事業の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

事業名/年度	平成30年度		
	計画額	実績額	執行率
再開発整備事業	411,922	395,388	96.0%
住宅騒音防止対策事業	52,972	32,541	61.4%
移転補償事業	2,986,697	1,702,089	57.0%
緑地造成事業	35,657	19,297	54.1%
業務外支出	81,670	78,700	96.4%
合 計	3,568,918	2,228,014	62.4%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

○ 経費節減効果としては、引き続き一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約48百万円の節減を図ることができた。

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の抑制

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で15%程度に相当する額を削減すること

【中期計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成29年度）比で15%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組みも含む）

- 平成30年度予算は、第3期中期計画に引き続き事務諸費等の節減に努めることとしており、第3期中期最終年度（平成29年度）と比べて9.2%を削減した。

第4期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：百万円）

事業名／年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	82	74	74	77	—	72	—	76	—	69	—
物件費	82	74	74	77	—	72	—	76	—	69	—

対29年度比（割合）	▲9.2%	▲9.2%	▲6.0%	—	▲11.2%	—	▲6.8%	—	▲15.7%	—
------------	-------	-------	-------	---	--------	---	-------	---	--------	---

一般管理費の実績値

- 当年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

事業名／年度	平成30年度		
	計画額	実績額	執行率
物件費	74,123	64,869	87.5%
合 計	74,123	64,869	87.5%

- 一般管理費全体での不用額は約9百万円となっている。

【主な取組】

- ・事務諸費の節減（購入備品の精査、空調機の適正な温度管理の徹底等）
- ・パック旅行の推進による旅費の節減

等

(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達の合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができるとする事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができるとする事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④契約の適正化・調達の合理化

引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができるとする事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、施工箇所を取りまとめて発注するほか、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう努める。

当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成27年5月25日）に基づき、平成30年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施している。
- 令和元年6月に「契約監視委員会」を開催し、平成30年度の契約実績、一般競争入札に附した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容を含めて報告し点検を受けたが、契約監視委員会から特段の意見表示、勧告等はなかった。また、その点検結果については速やかにホームページで公表している。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、平成29年度通年と平成30年度に締結した契約の状況

契約区分	平成29年度		平成30年度	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争入札等	(54.5%) 6件	(83.1%) 66,717	(70.6%) 12件	(88.2%) 107,749
企画競争・公募	(27.3%) 3件	(5.9%) 4,760	(17.6%) 3件	(5.2%) 6,411
競争性のある契約 （小計）	(81.8%) 9件	(89.0%) 71,477	(88.2%) 15件	(93.4%) 114,160
競争性のない 随意契約	(18.2%) 2件	(11.0%) 8,789	(11.8%) 2件	(6.6%) 8,065
合計	(100.0%) 11件	(100.0%) 80,266	(100.0%) 17件	(100.0%) 122,225

（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

平成30年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ①事務所共益費（水道・ガス料金） ②事務所電気代

3. 一者応札・一者応募に係る状況

（1）「調達等合理化計画」に基づく見直し内容

- ① 施工箇所等の取りまとめ
② 仕様書等の見直し
③ 入札参加要件の緩和

（2）競争性のある契約に占める一者応札・一者応募の割合

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
平成29年度	0件 / 9件	0.0%
平成30年度	1件 / 15件	6.7%

当該年度における取組

4. 平成30年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ<取りまとめ件数3件以上>

移転補償事業のフェンス設置工事や測量対象地調査の施工箇所については、発注時期を勘案した上で、複数に点在していても関係者にとって不利益とならない範囲でまとめて発注したことで合理的な調達実施に取り組んだ。

また、緑地造成事業の緑地造成工事や測量及び設計業務についても、施工箇所を取りまとめて発注したことで競争性・透明性が確保されるように取り組んだ。

具体的な実施状況について、「平成30年度緑地造成事業緑地造成工事」においては、2箇所の工事を取りまとめて一般競争入札を行ったことにより、予定価格22,696,200円に対して契約金額は15,444,000円（落札率68.1%）で入札参加者は10名となるなど、経費の節減や入札参加意欲の向上を図ることができた。

また、「平成30年度福岡空港周辺ネットフェンス等設置工事（その2）」においては、3箇所に点在する工事を取りまとめて一般競争入札を行ったことにより、入札事務の効率化を図ることができた。

更に、「平成30年度福岡空港周辺地積測量図作成等業務」においては、6箇所に点在する調査対象地を取りまとめて一般競争入札を行ったことにより、予定価格5,556,584円に対して契約金額は2,149,200円（落札率38.7%）となるなど経費の節減を図ることができた。

このような結果、全体の取りまとめ件数は、目標3件以上に対し、実績6件と対前年度計画値120%以上となっている。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し<入札参加資格要件（ランク）の緩和3件以上>

一般競争入札については、仕様書において対象となる業務内容を可能な限り具体的に記載し、入札及び契約事項審査会による事前点検を行うことで入札案件における競争性、公平性、透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。

また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うことで競争性の確保に取り組んだ。

具体的な実施状況について、「騒音斉合施設大井その1外壁改修工事設計業務委託」においては、入札参加資格がA等級となるが、B等級も対象に加えたことにより、B等級4者、A等級1者となり、競争性の確保を図ることができた。

更に、全ての入札の公告期間は10日以上となっており、履行期間への影響が生じない範囲内で十分な公告期間を確保することができた。

このような結果、入札参加資格要件の緩和件数は、目標の3件以上に対し、実績5件と対前年度計画値120%以上となっている。

(3) その他<電力使用量対前年比3%減少>

電力使用量節減については、空調機の更新及び適正な温度管理を徹底したことで、電力使用量が対前年比28.3%減少し、評価指標を達成している。

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件100%点検>

調達に関するガバナンスを徹底するため、入札案件、随意契約案件ごとに入札及び契約事項審査会を開催し、調達内容の妥当性や随意契約を行うことが真にやむを得ない案件であるか、点検、確認を行っている。



当該年度における取組

- (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組＜内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催、職員を外部研修へ1回以上参加＞

内部統制委員会（3回開催）による取組については、内部統制に関する内部統制の推進に関する事項について、検討、審議を行っている。

コンプライアンス委員会（3回開催）による取組については、コンプライアンス研修によるコンプライアンスに対する啓発を行うことができた外、各課において、他の行政機関で起きたコンプライアンス違反事例に関する討議を行い、コンプライアンス意識の醸成、コンプラチェックによるセルフチェックを行っている。

リスク管理委員会（3回開催）による取組については、調達事務に関する業務フローチャートを踏まえ、リスク管理表におけるリスクレベルの再点検を行っている。

内部監査（業務監査・会計監査）による取組については、監査実施に際して、指名した監査員の監査スキル向上のため外部研修に参加させるとともに、監査計画の策定から内部監査における指摘事項のフォローアップまでを当該年度内に完了させるため、適切なスケジュール管理を行っている。

5. 契約監視委員会等による点検等

- (1) 契約監視委員会による点検（平成30年6月8日開催）

- 平成29年度分については、平成30年6月に外部委員を含む契約監視委員会を委員長（常勤監事）が招集し、この委員会に対して理事長が定める「契約監視委員会設置要領」（競争性のない随意契約、一者応札・応募案件）に該当する案件について報告したほか、「調達等合理化計画」の策定及び自己評価について点検を受けたが、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなかった。
- 点検の結果、契約監視委員会からの特段の意見表示、勧告等はなく、委員会から理事長に対して、「今回の審議を参考にして、調達の合理化を推進するとともに、より一層の競争性、透明性の確保に努められたい」旨の報告がなされた。
- 契約監視委員会における点検の結果については、平成30年6月下旬に当機構ホームページに公表した。

- (2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類の手順に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的にチェックを受けている。
- 平成30年度における監事監査において、契約事務について特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長に対して報告がなされている。

《参考》機構の入札・契約情報ホームページ <http://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤給与水準の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤給与水準の適正化

給与水準については、引き続き、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤給与水準の適正化

給与水準については、平成26年度4月において、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与と同一の水準となるよう改正を行っている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適宜適切に改定を行う。また、その改定結果や取組状況を毎年度公表する。

当該年度における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

平成25年度より、機構俸給表を国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

また、平成30年度においては「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、当機構においても国の制度にあわせた見直しを行い、取組状況を令和元年6月に公表した。

なお、当機構の対国家公務員指数の平成30年度実績は101.5であり、国家公務員とほぼ同水準になっている。

【参 考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対国家公務員指数	105.8	101.5	100.6	100.9	99.6	101.5

<国家公務員の給与に準じた運用>

- 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえ、給与規程の改正を実施予定。
 - ・ 官民格差等に基づく給与水準改定

1. 俸給の引き上げ

- ① 俸給月額 俸給表を平均0.20%引上げ
- ② ボーナス4.40月分→4.45月分に引上げ

2. 措置の実施時期

- ① 平成30年4月から実施（平成31年1月給与にて遡及）
- ② 平成30年12月期から実施（平成31年1月給与にて遡及）

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

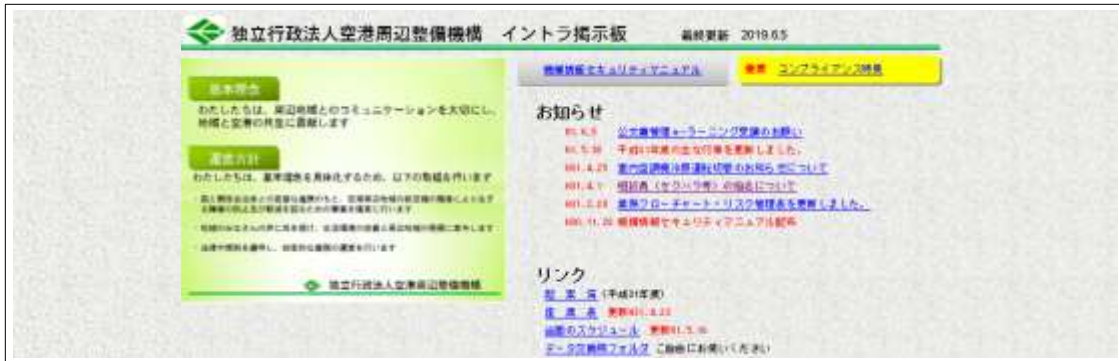
※ ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。ITとほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。

当該年度における取組

<業務の電子化及びシステムの最適化>

- 再開発事業について、貸付物件資料のデータベース（電子資料）を適宜更新するとともに、専門職種間（事務職、土木職、建築職、電気職、機械職）で当該情報の共有を図ることにより、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。
- 住宅騒音防止対策事業について、実施した工事関係書類を電子化して防音工事システムと連動させることにより、住民からの問合せや関係自治体からの相談等に対して迅速に対応したことにより、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。また、機構ホームページ上から電子版の申請書をダウンロード可能にしており、紙媒体での配布を必要最低限としている。
- 全職員共有の機構内イントラ掲示板にて、機構の全体スケジュールや業務フロー図といった全職員に関わるデータについて、トップページからワンクリックで常時アクセス出来るよう構築しており、業務の利便性を向上させている。また、逐次内容の更新や改善を行っている。



- また、機構内イントラ掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い業務の質の向上を図った。

【平成30年度イントラ掲載資料】

- ・4月19日「第9回内部統制委員会」
- ・5月21・22日「新規採用者研修」
- ・5月23日「第9回コンプライアンス委員会」資料「第12回リスク管理委員会」
- ・5月30日「第6回情報セキュリティ対策委員会」
- ・6月25日「内部評価委員会」
- ・10月3日「セクハラ・マタハラ・WLB研修」
- ・10月10日「第10回コンプライアンス委員会」資料「第13回リスク管理委員会」
- ・10月18日「第10回内部統制委員会」
- ・10月22・23日「安全運転研修」
- ・11月6日「人権研修」
- ・11月12・13日「クレーム対応研修」
- ・11月14・15日「内部監査（業務監査・会計監査）」
- ・11月15日「内部評価委員会（平成30年度中間）」
- ・11月26・27「監事監査（H30上期）」
- ・11月28日「第7回情報セキュリティ対策委員会」
- ・1月17日「情報セキュリティ研修」資料
- ・3月5日「第8回情報セキュリティ対策委員会」
- ・3月12日「第11回コンプライアンス委員会」資料「第14回リスク管理委員会」
- ・3月22日「第11回内部統制委員会」

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位:百万円)	
区 分	金 額
収入	13,336
業務収入	3,082
補助金収入	598
受託金収入	9,626
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	20
繰越金受入	—
支出	13,062
固有事業	2,229
受託事業	8,854
その他事業	265
人件費	1,345
一般管理費	368

収支計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
費用の部	13,104
経常費用	13,104
業務費用	11,385
固有事業	2,263
受託事業	8,854
その他事業	268
一般管理費	1,704
人件費	1,345
物件費	359
減価償却費	—
財務費用	15
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	13,361
経常収益	13,361
業務収入	3,082
受託収入	9,626
補助金等収益	651
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
純利益	257
目的積立金取崩額	—
総利益	257

資金計画

(単位:百万円)	
区 分	金 額
資金支出	14,829
業務活動による支出	13,086
投資活動による支出	—
財務活動による支出	206
次期繰越金	1,537
資金収入	14,829
業務活動による収入	13,336
業務収入	3,082
受託金収入	9,626
その他の収入	628
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期よりの繰越金	1,493

【年度計画】

別紙のとおり ※別紙の内容は次頁計画額のとおり

当該年度における取組

＜予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況＞

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図ることができた。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比較して総利益が増加した。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合するとともに、会計監査人及び監事監査の監査を受ける等、適切な管理を行った。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

○ 平成30年度計画における予算・収支計画・資金計画

予算

収支計画

資金計画

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	3,915
業務収入	612
補助金収入	120
受託金収入	3,177
負担金収入	2
長期借入金等収入	—
雑収入	4
繰越金受入	—
支出	3,912
固有事業	494
受託事業	3,022
その他事業	53
人件費	269
一般管理費	74

区 分	金 額
費用の部	3,880
経常費用	3,880
業務費用	3,538
固有事業	463
受託事業	3,022
その他事業	53
一般管理費	339
人件費	269
物件費	70
財務費用	3
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	3,920
経常収益	3,920
業務収入	612
受託収入	3,177
補助金等収益	130
財務収益	1
雑益	—
臨時利益	—
純利益	38
目的積立金取崩額	—
総利益	38

区 分	金 額
資金支出	4,175
業務活動による支出	3,884
投資活動による支出	—
財務活動による支出	79
次期繰越金	212
資金収入	4,175
業務活動による収入	3,915
業務収入	613
受託金収入	3,177
その他の収入	125
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前期繰越金	260

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

○ 平成30年度予算執行状況（支出決定ベース）

平成31年3月末現在

（単位：千円）

科 目	予 算 額				執行済額	執行率
	30年度予算額		流用等	予算現額		
		うち前年度繰越額				
固有事業勘定	493, 592			493, 592	474, 088	96. 0%
再開発整備事業費	411, 922			411, 922	395, 388	96. 0%
業務外支出	81, 670			81, 670	78, 700	96. 4%
受託事業勘定	3, 022, 354	165, 450		3, 022, 354	1, 480, 062	49. 0%
移転補償事業費	2, 986, 697	165, 450		2, 986, 697	1, 460, 766	48. 9%
緑地造成事業費	35, 657			35, 657	19, 297	54. 1%
その他事業勘定						
住宅騒音防止対策事業費	52, 972			52, 972	32, 541	61. 4%
管理勘定	343, 193			343, 193	329, 293	95. 9%
人件費	269, 070			269, 070	264, 424	98. 3%
一般管理費	74, 123			74, 123	64, 869	87. 5%
合 計	3, 912, 111	165, 450	0	3, 912, 111	2, 315, 984	59. 2%

（注）端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。

(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、４００百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、４００百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。

(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

該当なし。

【年度計画】

該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

該当なし。

【年度計画】

該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てる。

当該年度における取組

平成29年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。

平成30年度においても、安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により生じた当期総利益について、独立行政法人通則法第44条1項に基づく積立金として整理することとしている。

【参考】

○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄）
（利益及び損失の処理）

第44条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りではない。

2 （略）

3 独立行政法人は、第1項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第2項第6号の剰余金の使途に充てることことができる。

4・5 （略）

○ 独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日設定・平成30年9月3日改訂）（抄）

第77 通則法第44条第3項による承認の額

1 利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」としてその総額を表示しなければならない。

2 利益の処分に関する書類における「独立行政法人通則法第44条第3項により主務大臣の承認を受けた額」は、当該事業年度における利益のうち独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

<参考>独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について

1 独立行政法人が、法人の長のリーダーシップの下で自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくためには、法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう運用を改善していく必要がある。このため、下記(1)から(3)に示す要件を満たしていることを条件に、法人の主体的な活動を通して得た利益の一定割合を、独立行政法人通則法第44条第3項の定めるところにより、目的積立金として計上することを認めることとする。

(1) 年度評価結果等及び年度計画予算について

法人が主務大臣に経営努力認定の申請を行うに当たっては、通則法第32条第1項第1号又は第35条の6第1項第1号に基づいて主務大臣が行う前事業年度実績の評価の結果において、下記①から③の要件全てを満たしていることを要する。

① 総合評価がB以上であること

② 総合評価がBである場合には、通則法第29条第2項第2号から第5号又は第35条の4第2項第2号から第5号に定める事項に関するいずれかの項目別評価でA以上であること

③ 総合評価がBである場合には、通則法第29条第2項第2号から第5号又は第35条の4第2項第2号から第5号に定める事項に関する

全ての項目別評価でC以下がないこと。

(2) 自己収入の獲得に係る活動について

自己収入から生じた利益については、下記①及び②の要件を満たしている場合には10割を目的積立金として認める。

① 経営努力認定の申請対象となる利益が、経常収益から生じた利益であること。

② 経営努力認定の申請対象となる利益が、過去（中期目標期間の年数）の平均実績を上回ること

(1) 適切な内部統制の実施

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまで同様充実・強化を図ること。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックすること。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行うこと。

【中期計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。これらが有効に行われているかの点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直し・推進を行う。

【年度計画】

(1) 適切な内部統制の実施

内部統制については、これまでと同様に充実・強化を図る。その際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、内部統制を機能させるための規程類、体制を常にチェックし評価・改善を行う、PDCAサイクルを実行していく。

① 内部統制委員会

内部統制委員会及びその分科会（リスク管理委員会等）を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的なPDCAサイクルを実行していく。

② 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

③ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

④ 内部監査

内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図る。



当該年度における取組

① 内部統制委員会

<内部統制委員会の開催>

○ 理事長を委員長とする委員会を3回開催し、平成30年4月の第9回において平成30年度における内部統制推進の取組方針（1. 内部統制に関する研修会の開催、2. コンプライアンスについて、3. リスク管理について、4. 内部監査の実施、5. 情報セキュリティ対策）について審議し、決定した。10月の第10回においては、平成30年度における内部統制推進の取組について中間報告を行い、平成31年3月の第11回においては、平成30年度における内部統制推進の取組について報告を行った。

<コンプライアンス委員会の開催>

○ 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組について審議し、平成30年度の具体的な取組内容を審議、決定した。

- ・平成30年5月の第9回委員会において、同年度の具体的な取組内容を定めた。
- ・平成30年9月にコンプライアンス違反事例を議題とする事例研究（職員間自由討論）を実施し、各課における討論の場では活発な意見交換が行われ、コンプライアンス意識啓発の機会とすることができた。
- ・平成30年10月の第10回委員会において、事例研究の結果報告、コンプライアンスチェックシートの見直し及びコンプライアンス研修の内容について検討、決定を行った。
- ・平成30年10～11月にかけてコンプライアンスチェックシートによる全職員へのコンプライアンス理解チェックを行い、コンプライアンスの認識強化を図った。
- ・平成31年1月に外部より弁護士を招請しコンプライアンス研修を実施し、倫理チェックのフォローアップを行った。
- ・平成31年3月の第11回委員会において、平成30年度の取組について総括を行い、コンプライアンス違反事例の職員間自由討論、コンプライアンス理解チェック、コンプライアンス研修について次年度以降も実施していくこととした。

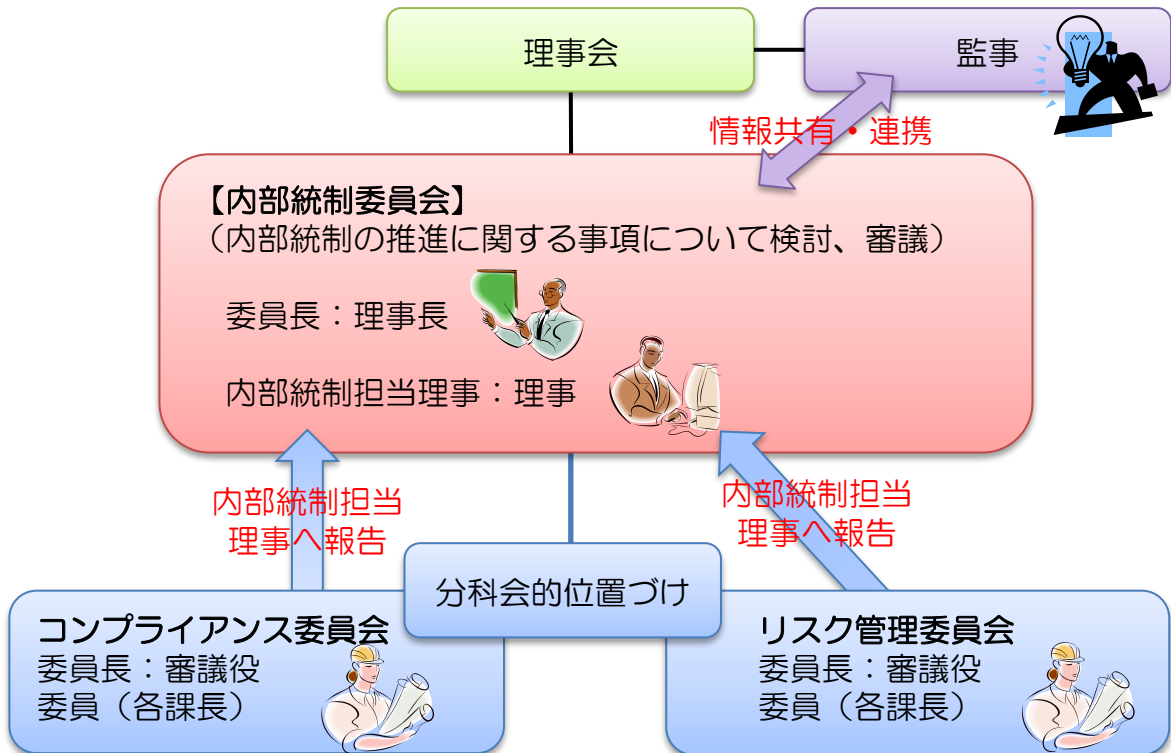
<リスク管理委員会の開催>

○ 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組について審議し、平成30年度の具体的な取組内容を審議、決定した。

- ・平成30年5月の第12回委員会において、リスク管理表の再点検、安全運転研修の実施、PDCAサイクルの管理に取り組むことを決定した。
- ・平成30年10月に2日にわたり安全運転研修（DVDの上映及びアンケートの実施）を実施し、業務上及びプライベートでの自動車の運転について安全意識の向上を図った。また、自動車を運転しない職員向けとしても自転車の安全をテーマにした内容も今回から追加した。
- ・平成30年10月の第13回委員会において、リスク管理表の再点検により判明した改善点を踏まえて、業務フローチャートの改正を行った。また、機構初となるクレーム対応研修の実施時期及び内容について検討、個別の事業におけるリスク管理上影響のある案件について報告が行われた。
- ・平成30年11月に2日にわたりクレーム対応研修（DVDの上映及びアンケートの実施）を実施し、機構職員の苦情対応能力の向上を図った。
- ・平成31年3月の第14回委員会において、平成30年度の活動について総括を行いリスク管理表の見直し及び安全運転研修、クレーム対応研修について継続的に実施していくこととした。

当該年度における取組

【 参 考 】 内部統制の推進の組織体制図



＜業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）＞

- 平成30年6月に平成30年度第1回内部評価委員会を開催し、平成29事業年度及び第3期中期目標期間の事業実績に対する内部評価を行った。
- 平成30年11月に平成30年度第2回内部評価委員会を開催し、平成30事業年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。

② 職員研修の実施

＜外部講師等による研修の実施＞

- 内部研修として、平成30年5月21、22日に新規採用（出向）職員研修（参加者11名）を行い、新規採用者が機構の概要・各課の事業概要等、新人としての基本的な知識を習得した。
また、平成30年10月3日に職場における様々なハラスメント及びワーク・ライフ・バランスに関する研修（参加者25名）、平成30年11月6日に人権等に関する研修（参加者26名）を行い、それぞれ基本的な知識を学習する等、職員のスキルアップ・意識改善を図った。
加えて、改正通則法の主旨を踏まえ、役職員に対するコンプライアンス研修（参加者25名）、情報セキュリティ研修（参加者27名）を開催し、コンプライアンス及び情報セキュリティに対する基本的な知識を習得する等職員の意識改善を図った。
また、内部監査（業務監査及び会計監査）を実施するにあたり、内部監査の知識を習得するため外部研修に職員を派遣する等、着実な内部統制の推進に取り組んだ。
さらに、職員のリスク管理意識の向上を図るため、安全運転研修（参加者31名）に加え、新たにクレーム対応研修（参加者32名）を実施した。
なお、研修の効果把握に関する無記名アンケートを行った結果、概ね研修内容に満足との意見で、自身の知識や能力の向上に役立ったとの回答が多く、研修の趣旨である職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果が見られた。
- 平成30年4月に理事長・理事が交代したことに伴い、独立行政法人における内部統制と評価について一層の充実と強化を図るため、監査法人より役員向け研修を実施した。



当該年度における取組

- 前頁の内部研修以外にも、外部機関が開催している研修（30研修）へ積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップと意識改善を図った。

【 参 考 】 外部研修への派遣（30研修）※再掲

NO	研 修 名	期 間
1	平成30年度人事担当課長講習会	2018/4/23~24
2	内部監査入門講座	2018/5/23
3	健康管理委員説明会・算定基礎届事務説明会	2018/5/24
4	情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修	2018/6/6
5	男女共同参画基礎講座	2018/6/29
6	用地職員普通課程研修	2018/7/2~6
7	用地職員普通課程研修	2018/7/23~27
8	情報漏洩対策セミナー	2018/8/24
9	NISC情報セキュリティ勉強会（第1回）	2018/9/4
10	地方総務課長等講習会	2018/9/19~20
11	独法等向けCSIRT研修会（第3回）	2018/10/3
12	第36回独立行政法人等の人事担当者連絡会	2018/10/12
13	行政スキル（行政相談対応力）研修	2018/10/15~19
14	航空行政研修	2018/10/15~19
15	平成30年度空港請負工事積算基準検討会	2018/10/17
16	第43回空港環境対策担当者研修	2018/10/18~19
17	H30年度公文書管理研修Ⅰ（第3回）	2018/10/24
18	第1回独立行政法人CISO連絡会議	2018/10/26
19	独法等向けCSIRT研修会（第4回）	2018/10/26
20	九州地区行政管理・評価セミナー	2018/11/9
21	NISC情報セキュリティ勉強会（第2回）	2018/11/16
22	独法等向けCSIRT研修会（第5回）	2018/12/19~20
23	NISC情報セキュリティ勉強会（第3回）	2018/12/20
24	公的機関向けウェブアクセシビリティ対策講習会	2019/1/22
25	平成30年度政策評価に関する統一研修	2019/1/30
26	独法等向けCSIRT研修会（第6回）	2019/1/28
27	働き方改革関連法等説明会	2019/1/29
28	公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議	2019/2/7
29	NISC情報セキュリティ勉強会（第4回）	2019/3/12
30	独法目標策定、評価に関する指針説明会	2019/3/18

＜効率的な知識、情報及び技術の継承実施＞

- 新たに配属された職員を対象に「新規採用者研修（平成30年5月21・22日、7月2日、10月30日）」を実施した。
- イン트라ネット掲示板を活用し、共通の情報として研修・委員会資料、規程類、外部研修等で入手したeラーニングを周知し、資料として各業務の業務フロー・リスク管理表を共有している。



当該年度における取組

③ 内部コミュニケーションの活性化

＜機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有＞

- 業務運営の方針等、重要事項の決定については、理事会を開催し審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。また、原則毎月開催する役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）において、役員に対し審議役、各課長から事業の進捗状況及び実施予定並びに懸案事項等を報告するとともに、役員との意見交換を行ったうえで、理事長から必要な指示や方針が示され、各課長は課内ミーティング等により、これら方針等の部下への周知を図っている。

このように、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事長のリーダーシップが発揮されている。

【参 考】

理事会開催状況

- ・第79回理事会（平成30年4月19日開催）
- ・第80回理事会（平成30年6月25日開催）
- ・第81回理事会（平成30年7月26日開催）
- ・第82回理事会（平成30年11月15日開催）
- ・第83回理事会（平成30年12月20日開催）
- ・第84回理事会（平成31年3月20日開催）

④ 内部監査

＜内部監査の実施＞

- 平成30年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成し、点検事項等についても個別具体的に検討を行った。
- 具体的な監査内容の検討に際しては、指名した監査員の監査スキルの向上のため外部研修に参加させるとともに、準備のための協議を重ね、前回までの指摘事項に対する改善等の措置状況の点検の他、重点項目として、申請書と接する機会の多い住宅騒音防止対策事業、移転補償事業を対象に、各種規程と業務状況の整合性、窓口業務の対応状況に着眼した監査を実施。
- 監査実施にあたっては、内部監査員と監事において事前にディスカッションを行い、内部監査と監事監査の連携について確認し、これらを踏まえながら監査を実施した。

（監査実施日：11月14～15日）

【重点項目】 ・平成29年度内部監査改善計画等の点検（フォローアップ）

・対象住民からの申請に基づく事業のルール及び実施状況の点検他

- 監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを当該事業年度内に完結させた。

＜監事監査、会計監査人による監査の実施＞

- 監事による平成29事業年度決算等監事監査を平成30年6月に実施し、通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、リスク管理等の観点からも監査を行った。なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組みを実施した。

【主な指導・助言に対する具体的な取組事例】

- ・新規採用職員研修の適宜実施
- ・役員等の内部統制研修の開催（平成30年11月30日）
- ・契約にかかる監督検査事務の見直し
- ・補償課の業務フローチャートの見直し

- 会計監査人による予備調査を平成30年12月、期中監査を平成31年3月にそれぞれ実施した。

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行うこと。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

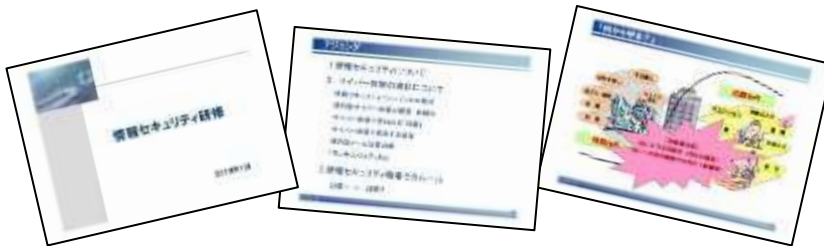
(2) 情報セキュリティ対応等の取組の推進

情報セキュリティ、個人情報保護対応については、平成27年9月の「サイバーセキュリティ戦略」等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための適時適切な研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

当該年度における取組

＜機構における情報セキュリティ対策等に関する取り組み＞

- NISC（内閣官房サイバーセキュリティセンター）が開催する勉強会に積極的に担当職員を参加させ、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準改訂及びサイバーセキュリティ基本法に基づくIPA（（独）情報処理推進機構）が行っている独立行政法人監査（マネジメント監査・ペネトレーションテスト）に関する情報セキュリティ対策の情報収集に努めた。なお、次年度において、当機構は独立行政法人監査が予定されており、30年度においては監査に向けての準備として情報セキュリティ体制の見直し・再確認を行った。
- また、平成30年5月30日に第6回、平成30年11月29日に第7回、平成31年3月5日に第8回情報セキュリティ対策委員会を開催し、平成30年度における当機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針を決定し、以下の取り組みを行った。
 - ・情報セキュリティ自己点検（平成30年5実施）の結果を踏まえ、情報セキュリティインシデント対処手順の再周知。
 - ・職員への情報セキュリティ対策に関する啓発活動として、平成30年11月「機構情報セキュリティマニュアル」の配布およびイントラ掲示板への掲載。
 - ・独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策に関する知識の付与及び意識向上を目的として、平成31年1月17日に外部講師による「情報セキュリティ研修」の実施。なお、当日研修に参加できなかった者については、別途情報セキュリティ責任者による個別の研修を実施することで全職員の意識向上を図った。



- ・全役職員を対象に平成31年2月27日に「標的型攻撃メール対策訓練」を行い、訓練実施後に研修アンケートを実施。訓練結果及びアンケート結果を分析し、その内容を職員に周知し意識改善を図った。
- ・同ポリシーに基づき、平成31年3月18日に「情報セキュリティ自己点検」の実施。



- 独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティ監査実施要領を作成し、今後監査を実施し情報セキュリティ対策（PDCAサイクル）を進めることとしている。
- 個人情報保護についても、国等が開催する研修会に積極的に参加し、情報収集を行い適正かつ円滑な運用を図った。また、監査を実施するとともに平成30年10月に職員への注意喚起を行った。
- 全課・各課毎に共有しているファイルサーバ上の電子データについては各担当が整理・削除を行っていたが、平成29年度内部監査での指摘を踏まえ、過去のデータを含めすべてのファイル・フォルダを全職員が一斉に整理を行った。この際、全体のスケジュール・ファイルの一覧を提示するなどして計画的かつ網羅的に進めた。

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

①国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

①国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

①国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等（以下「連絡協議会等」という。）を通じて、十分な意思疎通を図る。

当該年度における取組

①国及び関係自治体との連携

<連絡協議会等の開催状況>

○ 空港周辺対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を2回開催し、平成29事業年度事業実績及び平成30事業年度事業実施状況等の説明を行うとともに、機構を取り巻く情勢についての意見交換を行い、機構に対する理解を深めていただく等、関係機関との意思疎通と連携の強化を図った。

・1回目（H30.8.31）の議題

- (1) 平成29事業年度事業実績 (2) 平成30事業年度事業予算実施状況 (3) 平成31事業年度予算概算要求 (4) その他（第3期中期目標期間業務実績報告書、事業概要パンフレットの紹介等）

・2回目（H31.3.27）の議題

- (1) 平成30事業年度事業実施状況 (2) 平成31年度計画 (3) 平成31事業年度予算実施計画(案) (4) その他

当該年度における取組

＜国及び関係自治体との意思疎通＞

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

【参 考】

連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等

- ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議（関係自治体（※）、機構）

開催日：H30.4.19

→事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続き方法等について理解を深めていただいた。

（※）関係自治体・・・福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町

- ・地域対策協議会総代会（福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡空港ビルディング(株)、機構他）

開催日：H30.5.13

→地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。

- ・福岡空港周辺地域における各種課題等に係る意見交換会（国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構）

開催日：H31.3.15

→国及び関係自治体が空港周辺地域の各種課題等について意見交換する会議に出席し、情報の共有を図る。

- ・福岡空港公害対策協議会との事務協議（福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構）

開催日：H30.11.16、H30.12.7

→公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。

- ・福岡空港利活用推進協議会

（福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構）

開催日：H30.10.1（総会）、H31.3.25（専門委員会）

→福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進する会議に出席し、情報の共有を図った。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ② 広報活動の充実

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを年間20回程度常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、年間20回程度の更新を目途とし、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口でのパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

当該年度における取組

② 広報活動の充実

＜ホームページでの情報提供＞

- 平成29事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、平成30事業年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保している。

【参 考】 平成30年度におけるホームページの公表内容

■独立行政法人通則法に基づく公表

- ・H30.6.29 平成29事業年度業務実績報告書
- ・H30.6.29 平成29事業年度自己評価調書
- ・H30.6.29 第3期中期目標期間業務実績報告書
- ・H30.6.29 第3期中期目標期間自己評価書
- ・H30.6.29 役職員の報酬・給与等の水準の公表（平成29年度給与水準）
- ・H30.8.6 平成29事業年度事業報告書及び財務諸表
- ・H30.9.5 平成29事業年度評価調書
- ・H30.9.5 第3期中期目標期間評価調書
- ・H30.12.21 職員給与規程の改正の公表
- ・H31.3.6 職員給与規程の改正の公表
- ・H31.3.25 就業規則の改正の公表 等

■契約関係

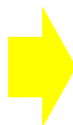
- ・独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
- ・環境物品等の調達推進を図るための方針
- ・平成30年度公共工事の発注見通し
- ・平成30年度契約監視委員会の概要
- ・平成30年度空港周辺整備機構中小企業に関する契約方針
- ・平成30年度調達合理化計画
- ・契約結果の情報 等

■その他

- ・役員の任命（H30.4.1付、H30.8.1付）

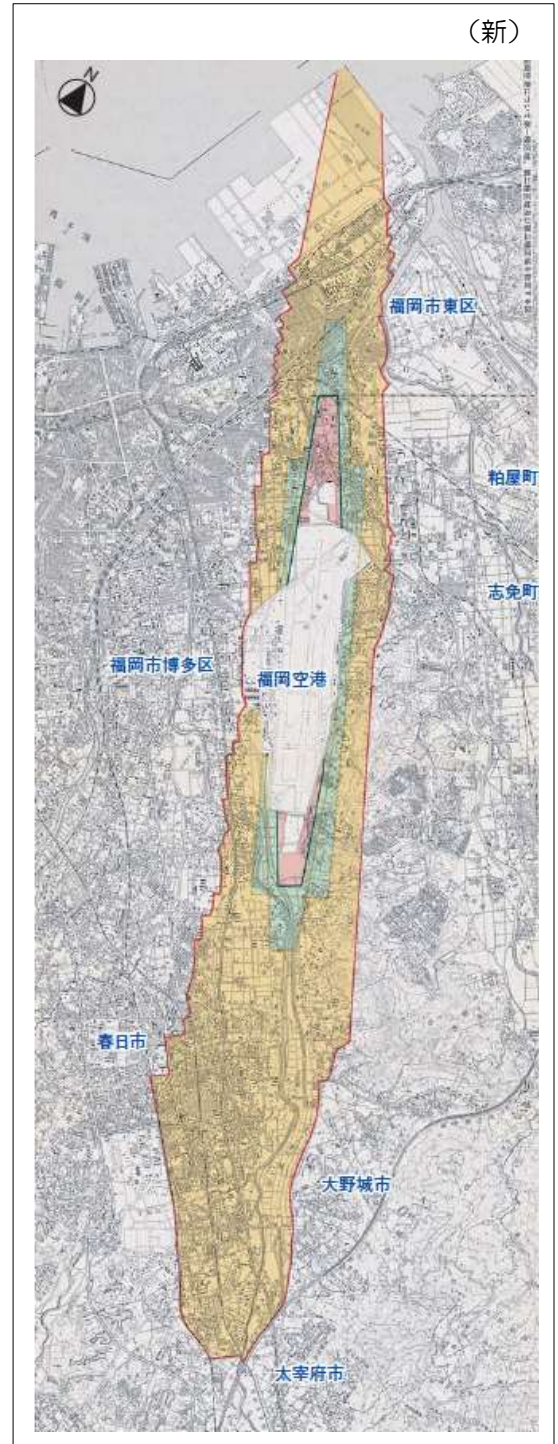
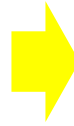
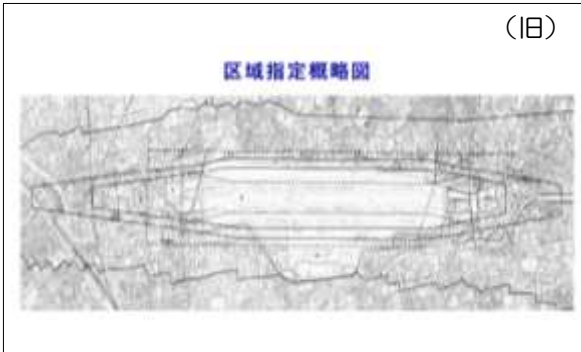
＜ホームページの更新＞

○ 機構ホームページトップ画面



当該年度における取組

○ 航空機騒音区域図



- ホームページのリニューアルにあたっては、現状の問題点や改善の方向性について打合せを重ね、関係者等の意見・要望を踏まえたうえで、デザインや構成の見直し、スマートフォン等に対応したレスポンシブデザインの採用や、SSL証明書により暗号化通信を行い、セキュリティを一層高めるなど大幅な改善を図った。

【改修内容】

- ・機構ホームページのトップ画面デザイン（写真、イラスト等含む）、レイアウトの刷新。
- ・住民からの申請を受ける事業（住宅騒音防止対策事業及び移転補償事業）のアイコン（ボタン）を中心に大きく配置。
- ・航空機騒音区域図について、拡大マップに移動して可能な限り大きく表示できるようにした
- ・各事業ページの内容、写真等の見直し、変更。

〈住宅騒音防止対策事業〉

- ・申請者向けと業者向けの情報分離
- ・イラストや図を用いて、説明内容をすっきりと分かりやすく簡略化
- ・詳細な内容は、資料をPDFファイルにて取得可能にした

〈移転補償事業〉

- ・説明内容をすっきりと分かりやすく簡略化した

〈再開発整備・緑地造成事業〉

- ・写真を最新のものにして、近年における取組内容を記載

当該年度における取組

＜パンフレットの配布＞

- 事業概要パンフレット1, 500部を作成し、連絡協議会等を通じて関係自治体窓口での配布を依頼し、住民への周知を図った。

＜自治体広報誌への情報掲載＞

- 住宅騒音防止対策事業の助成について大野城市2回、東区と博多区それぞれ3回、また、移転補償事業についても上半期に1回、それぞれ関係自治体の広報誌に掲載を行った。
- また、住宅騒音防止対策事業のパンフレット等を関係自治体窓口において配布するとともに、更新工事のパンフレット等は福岡市の共同利用会館へも配布した。

＜住宅騒音防止対策事業に係る広報の充実＞

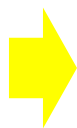
- 申込書類や補助制度の概要等の申込者へ配付する資料の数が多く難解であるため、昨年度、更新工事に係るパンフレット等を改善したことを踏まえ、今年度は防音工事についても改善し（書類の統合・簡素化）、事業に関わる配付資料全体を見直した。昨年度、外注による資料作成から、機構のプリンター等による作成に変更しており、更なる資料改善への速やかな対応や経費節減にも引き続き取り組んでいる。また、申請書とともにホームページの見直しも行い、住民向け、業者向けのページを区別、分かりやすい表現への変更、不要な情報の削除等により分かりやすい内容へ改善した。

＜移転補償事業に係る広報の充実＞

- 移転補償事業については、地域住民の方々の目に触れる期間が増えるよう事業を案内するチラシを、前年度より引き続き事業対象区域の公民館、共同利用会館へ配布し事業の広報を行った。

＜緑地造成事業に係る広報の充実＞

- 機構ホームページの緑地造成事業の画像について、最新の施工前と施工後が分かりやすい写真に変更し、インターネット上の広報を改善した。
- 緑地造成事業ホームページ画像



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ③地域への啓発活動

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントや、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

【年度計画】

③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望の掘り起こしを図る一環として、近接する中学校等へ出前講座の実施を働きかけるとともに、要望があった場合は適切に対応する。
- ロ 空港で開催される「空の日」といったイベントでの広報活動や、連絡協議会等の場を活用し、積極的に啓発活動を行う。

当該年度における取組

③ 地域への啓発活動

＜環境学習や見学の実施＞

- ホームページに「校外学習」の募集案内について掲載するとともに、出前講座の実施についても引き続き案内を行った。
- 連絡協議会において地域への啓発活動の観点から、空港周辺の市町村に対して、機構の事業及び空港への理解を深めていただけるよう出前講座等の資料やこれまでの取組を紹介し、機構が積極的に対応することを周知した。
- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、空港周辺環境対策及び機構の事業についての理解を深めていただくため、空港近隣の中学校、小学校、教育委員会に対し校外学習・総合的学習等での機構の活用を依頼し、福岡市博多区の小学校において出前講座を平成31年2月4日、7日に実施。



【出前講座の様子／H31.2.4】

＜啓発活動の実施＞

- 福岡空港で開催された「空の日」のイベント（平成30年9月8日開催）に参画し、イベント来場者へ機構のパンフレット及びノベルティを配布し、啓発活動を行った。



【空の日イベントの様子／H30.9.8】



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

④ 地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

④ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

④ 地域住民のニーズの把握

引き続き、機構のHPや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

当該年度における取組

④ 地域住民のニーズの把握

<質問・意見の募集>

- ホームページに「機構へのご意見・ご提案」及び「お問い合わせ」窓口を設けている。また、機構のパンフレットの裏表紙に「ご意見・ご提案募集」について大きく表示し、関係自治体の住民窓口において住民へ配布することにより、幅広く意見等の募集を行っている。
- ホームページによる意見はなかったが、地域住民の方々や各種団体と日頃から業務を通じてコミュニケーションを図っており、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行している。
- 平成26年度より引き続き、移転補償事業の可否に関する照会があった際に、同制度を知った理由の聞き取りを行っている。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

① 研修員の受入れ

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、平成31年4月頃予定の空港運営事業開始日以降から環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者が決定した後、研修員の受入れ方法や体制について綿密に調整していく。

当該年度における取組

① 研修員の受入れ

＜研修員の受入れに向けて＞

- ・福岡空港の民間委託に伴う、国から受託している事業を継承するため、平成30年8月に決定した福岡空港運営権者から研修員を受け入れる体制を整備するにあたり、11月に研修員に関する規程の策定を行った。
- ・運営権者との研修員受け入れ体制について、平成30年10月に研修員の人数、期間、研修内容等について綿密に調整した。
- ・研修計画について、初年度においては、まず総務課にて機構全般の業務概要の説明後、年度前半は地域振興課にて住宅騒音防止対策事業、再開発事業、緑地造成事業、後半は補償課にて移転補償事業を実際に携わりつつ業務に習熟してもらう（OJT）研修計画を作成した。
- ・平成31年2月役員懇談会において上記研修計画を諮った。4月より福岡空港運営権者より研修員1名が派遣され、機構の業務を習得するため研修を行っている。

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 ② 業務の可視化パターン化の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図り、それを元に運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行う。

【年度計画】

② 業務の可視化パターン化の推進

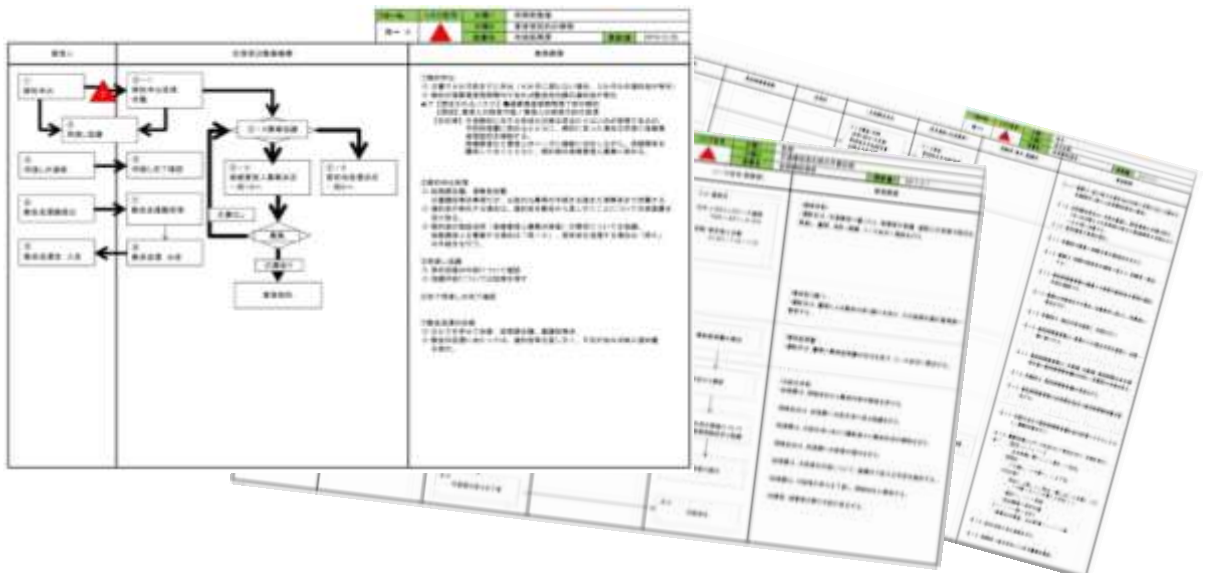
内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、内部統制委員会の分科会であるリスク管理委員会に諮り、内容や質の充実を図っていく。

当該年度における取組

② 業務の可視化パターン化の推進

<業務フローチャートの作成>

- ・平成30年度においては、リスク管理委員会を3回開催し、平成30年5月の第12回委員会において、リスク管理表の再点検、PDCAサイクルの管理に取り組むことを決定し、10月の第13回委員会において、リスク管理表の再点検により判明した改善点を踏まえて、業務フローチャートの改正を行った。
- ・平成30年度末時点で、業務フローチャートは機構全体で50業務フローチャート（内訳：総務系20、再開発整備事業系15、住宅騒音防止対策事業系5、移転補償事業系7、緑地造成事業系3）を作成している。
- ・将来の円滑な事業承継に備えて、業務フローチャートの見直しに取り組んでいく。



(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(5) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途

騒防法第29条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第28条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

特になし。